

第 2 2 期 第 1 2 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和4年5月17日（火）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	富 田 重 基
	会長代理	立 石 政 男
	委 員	古 川 今 日 志
	〃	福 田 隆 一
	〃	西 崎 昭 一
	〃	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	佐々木 信 昭
	〃	山 本 幸 宏
	〃	尾 野 明 彦
	〃	野 土 一 公
	〃	堀 内 精 二
	〃	黒 滝 洋 子
	竹ヶ原 公	東 信 行
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主 幹	出 町 英 志
	主任専門員	八 島 美 奈 子
県 側	水産振興課 副 参 事	三 橋 潤 一 郎
	総括主幹	清 藤 真 樹
	主 幹	東 野 敏 及
	西北地方水産事務所水産普及課長	藤 川 義 一
	下北地方水産事務所水産普及課長	竹 谷 裕 平

4 提出議案

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

議案第2号：西部海区管内（津軽海峡海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について

5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

第2号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

会 長

それでは、ただ今から、第22期第12回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げましたところ、委員の皆様には、御多忙中の中、御出席をいただきまして感謝しております。

本県では、5月に入り太平洋では中型いか釣り船のアカイカ漁が始まりました。

また、日本海では、先日、200キロ級のマグロが漁獲され、また陸奥湾でもホタテが高値で入札があり、今後の最盛期を迎え、豊漁・大漁を期待しているところでございます。

さて、本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案2件、報告事項1件の予定がされております。委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える14名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

異議なしの声がございまして、それでは、今回の議事録署名人として、堀内委員、黒滝委員の両名を指名しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは説明します。

議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回の諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

会 長

県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号について、県から補足説明させていただきます。

資料1を1枚おめくりいただきまして、今回、2ページ目を御覧ください。

今回諮問している内容について、表になっております。

説明につきましては、これは、昨年度も諮問しておりますので、漁業種類の方と対象漁協について、御説明いたします。

漁業種類は、えびかご漁業。

対象漁協は、小泊漁協の方、1隻となっております。

操業区域、備考等は、昨年度と同じでございます。

続きまして、5ページ目を御覧ください。

漁業種類につきましては、うに・ほや・さざえ潜水器漁業でございます。

対象漁協は、竜飛今別漁協で、組合の自営事業でございます。

下段の方が、うに・ほや潜水器漁業となっております。これも同じく、竜飛今別漁協の自営事業ということをご予定しております。

県からの補足説明は以上でございますので、御審議の方、よろしくをお願いいたします。

会 長

ただ今、県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

特に御質問、御意見もないようですので、諮問どおりとすることといたしますけれども、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に、議案第2号「西部海区管内（津軽海峡海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、御説明いたします。

議案第2号資料1を御覧ください。

県からの依頼文です。件名及び主要部分のみ読み上げます。

まぐろの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業制限にかかる委員会指示の発動について（依頼）。

津軽海峡西部海域における標記の漁業について、関係漁業者間で協議のうえ操業協定が別添のとおり締結されたことを受け、三厩漁業協同組合と竜飛今別漁業協同組合から当該操業協定を踏まえた委員会指示の発動に対する要望書が、別添のとおり提出されたところです。

県としても当該海域における漁場紛争の未然防止の観点から必要な制限であると考えますので、別紙のとおり漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示の発動をしてくださるようお願いいたします。

次に資料2を御覧ください。

三厩漁業協同組合長から当委員会会長あての依頼文です。

この趣旨は、県からの依頼文にあったとおりですが、地元漁業者間の操業協定の取り交わしに加え、地元漁業者と入り合いする下北地区、小泊下前地区、北海道福島吉岡漁協との間で、それぞれ操業協定確認書を取り交わしたことから、今回の内容と同様の委員会指示発令を要望しますといった内容となっております。

次に資料3を御覧ください。

委員会指示案となります。前段のみ読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第6号（案）。

青森県西部海区管内（津軽海峡海域）におけるマグロの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和4年5月〇日、青森県西部海区漁業調整委員会 会長 富田重基。

以下の制限内容につきましては、前回と同じとなっておりますが、末尾にあります二の指示の有効期間については、令和4年6月1日から令和6年2月29日までとなっております。

事務局からの説明は以上です。

会 長

次に県から説明をお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

議案第2号につきましては、県からの補足説明はございません。

御審議の方、よろしくをお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

当該海域選出の野土委員、佐々木委員、何か御質問、御意見ございませんか。

委 員

（「なし」の声あり。）

会 長

ありませんか。

それでは、私の方から県の方へ説明を求めます。

指示の有効期間が2年間ということで、毎年でないという根拠について、初めての方もいますので、この2年間という、毎年でないというのを御説明いただければと思

います。

水産振興課 三橋副参事

今回、この協定が2か年に渡って結ばれておりますので、それに合わせる形で2年間の指示ということで、この協定期間、全てこの指示を適用させるという意味で、こちらの方で今回お願いしているものでございます。

会 長

それじゃ来年は、委員会指示の発動はないということで理解してよろしいと。

水産振興課 三橋副参事

そうですね。この協定のままで、そのままと。

会 長

はい、どうもありがとうございます。

他に、御意見、御質問、ございませんか。

委 員

(「なし」の声あり。)

会 長

ないようですので、原案どおり委員会指示を発動することといたしますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第2号「西部海区管内(津軽海峡海域)におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示について」は、原案どおり、委員会指示を発動することと決定いたします。

なお、公示にあたって若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

これで議案を終了し、報告事項に入ります。

①の「令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」を県から説明を求めます。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい。

水産振興課 清藤総括主幹

それでは、私の方から説明させていただきます。

くろまぐろにかかる知事管理漁獲可能量の変更について、御報告させていただきます。

前回の委員会では、令和3管理年度の精算についてお話ししましたが、今回は、令和4管理年度の当初配分からの変更、追加配分があった分について変更するという事になります。

お配りしております報告資料1を御覧ください。

県は、漁業法に基づき、令和4年5月18日付けで、知事管理漁獲可能量の変更を公表する予定としております。

その概要は、別紙、1ページ目の表の部分ですけれども、追加配分の内訳のとおり、30キログラム未満の小型魚が286.6トンから90.4トン増えて377トン、30キログラム以上の大型魚は、506.3トンから99.6トン増えて605.9トンとなっております。

1ページめくって2ページ目を御覧ください。

追加配分の内訳としましては、小型魚については、繰り越しが25.6トン、譲渡メリット措置として17.9トン、消化率メリット措置として10.9トン、国留保からの上乗せ等として36トンとなっております。

また、大型魚については、繰り越し46トン、譲渡メリット措置として32.2トン、消化率メリット措置として1.3トン、国留保からの上乗せ等として20.1トンとなっております。

譲渡メリットや消化率メリット及び国留保からの上乗せ分などの詳細な計算方法については、4ページ以降のくろまぐろ漁獲可能量当初配分及び配分量融通に関する実施要領を御覧ください。

なお、この計画の変更については、漁業法に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続き迅速化のため、協定に基づく管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会の事前の諮問をせずに手続きし、手続き後に報告する旨、令和4年1月13日付け青水振1312号で貴委員会に諮問し、適当である旨を答申を受けていることを申し添えます。

説明については、以上です。

会 長

ただ今、県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

何かございませんか。

まぐろ管理委員会会長である堀内委員、何かございませんか。

堀内委員

はい。

今のこれは、もう大体数量が確定したということですよね。

私の方は、来週、水産庁の方で水政審の審議委員会がありますので、多分、同じ数字だと思います。

県の方も、特に小型の方ですね、譲渡メリットと消化率メリットで数量が増えております。これは、大変、我々漁業者にとってはありがたい数字だと思っております。

県の方には、これからも引き続き漁業者と密な連携をとっていただいて、譲渡メリット、消化率メリットの数字を上げていただくよう、お願いできればと思っております。

私からは以上です。

会 長

どうもありがとうございます。

それでは、これを基に各単協の方に管理委員会を通じて、配分していくという手続きに入るということで了解してよろしいのでしょうか。

水産振興課 清藤総括主幹

はい。

会 長

はい、分かりました。

じゃ、管理委員会の方では、これは、いつごろ配分という形をとる予定でいるのでしょうか。

水産振興課 清藤総括主幹

管理委員会の日程について、今、県漁連と調整中です。

今のところの予定は、6月1日になるかという話をしているところです。

まだ、これは本決まりではありません。

会 長

分かりました。

冒頭で、私の方からも挨拶の中で話をしたとおり、200キロ級のマグロが採捕されたということで、そろそろ皆さん、いつもなら6月頃から支度というか、そういうのが始まるんですけども、それを見て、早い人はもう釣りの支度とかそういうのも始めていますので。

ただ、皆さん、まだ、基本枠は皆さん、理解はしているんですけども、そこからの譲渡メリット分とかの上乗せ分もやはり期待していますので、できれば、委員会指示、今日、報告ということで、もう進んでいますので、早めにそういう配分というのを各単協に速やかにお願いしたいと思っております。

委員会とはちょっと違う話なんですけども、現場ではそういうことを待ち望んでいるというのも一つあるということを中心に留めていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

他にございませんか。

他に御質問もないようですので、以上、これをもちまして、第22期第12回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了：午後1時47分